

昭和二十七年法律第五十一号

内航海運業法

(目的)

第一条 この法律は、内航海運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、輸送の安全を確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「内航海運送」とは、次に掲げる船舶(はしけを含む。以下同じ。)以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

一 一ろかいかいをもつて運転し、又は主として一ろかいかいをもつて運転する舟

二 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項の漁船

2 この法律において「内航海運業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

一 内航海運送をする事業(次に掲げる事業を除く。以下同じ。)

イ 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業

ロ 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)に規定する港湾運送事業

ハ 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

二 内航海運送の用に供される船舶の貸渡し(定期備船を含む。主として港湾運送事業(港湾運送事業法に規定する港湾運送事業をいい、同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。次号において同じ。))の用に供される船舶の貸渡し及び同号に規定する船舶の管理をする者が行う船舶の貸渡しを除く。第四条第一項第四号及び第六号第一項第五号において単に「船舶の貸渡し」という。)をする事業

三 内航海運送の用に供される船舶の管理(委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、他人の需要に応じ、当該船舶に船員を乗り組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主として港湾運送事業の用に供される船舶に係るものを除く。第四

条第一項第四号、第六条第一項第六号及び第十五条において単に「船舶の管理」という。)をする事業

(登録及び届出)

第三条 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

2 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、事業開始の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び位置

三 使用する船舶の名称、船種、総トン数その他国土交通省令で定める事項

四 船舶の貸渡し又は船舶の管理をする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者又はその船舶の管理に係る役務の提供を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、資金計画(内航海運業の円滑な運営を確保するために必要な資金に関する計画をいう。以下同じ。)、船員配乗計画(内航海運業の適確な運営を確保するために必要な船員の配乗に関する計画をいう。以下同じ。)、その他の国土交通省令で定める事項を記載した事業計画を添付しなければならない。

(登録の実施)

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を内航海運業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者であるとき

二 申請者が第十七条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。))をいう。)

三 申請者が申請前一年以内に内航海運業に關し不正な行為をした者であるとき

四 申請者が法人である場合において、その役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき

五 内航海運送をする事業又は船舶の貸渡しをする事業に係る申請にあつては、申請者が国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を有していないとき

六 船舶の管理をする事業のみに係る申請にあつては、申請者がその事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有していないとき

七 申請者が資金計画、船員配乗計画その他の事項について国土交通省令で定める基準に適合する事業計画を有していないとき

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更登録等)

第七条 第三条第一項の登録を受けた者(以下「内航海運業者」という。)は、第四条第一項各

号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、営業所の名称の変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「第五号から第七号まで」と読み替へるものとする。

3 内航海運業者は、第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

5 第三条第二項の届出をした者は、その届出した事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(内航海運送約款)

第八条 内航海運業者のうち、内航海運送をする事業を行う者(以下「内航海運送をする内航海運業者」という。)は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航海運送をする事業を行うときは、当該内航海運送をする事業に關し、内航海運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の内航海運送約款が荷主の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該内航海運送をする内航海運業者に対し、期限を定めてその内航海運送約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣が標準内航海運送約款を定めて公示した場合(これを變更して公示した場合を含む。))において、内航海運送をする内航海運業者が、標準内航海運送約款と同一の内航海運送約款を定め、又は現に定めている内航海運送約款を標準内航海運送約款と同一のものに変更したときは、その内航海運送約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 内航海運送をする内航海運業者は、第一項の内航海運送約款について、営業所その他の事業所に

掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、営業所の名称の変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第九條 内航海運業者は、内航海運業に係る業務

に關し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該契約の相手方に対し、提供する役務の対価その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第十條 内航海運業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該内航海運業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（輸送の安全性の向上）
第十條 内航海運業者は、前項の規定による書面の交付をする事業について第三條第二項の届出をした者は、輸送の安全性の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

第十一條 内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（安全管理規程等）
第十一條 内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二條 内航海運業者は、船員の労働時間を考慮した適切な運航計画（運航日程その他の船舶の運航に係る事項に関する計画をいう。第二十条第一項において同じ。）の作成その他の船員の過労を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第十三條 内航海運業者は、前項の措置を講ずるに当たっては、船員法（昭和二十二年

法律第百号）第六十七條の二第四項の規定による船舶所有者の意見を尊重しなければならない。

第十四條 内航海運業者は、その名義を他人に内航海運業のため利用させてはならない。

第十五條 内航海運業者（船舶の管理をする事業のみを行う者を除く。）は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

第十六條 内航海運業者又は第三條第二項の届出した者は、事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

第十七條 国土交通大臣は、内航海運業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて当該内航海運業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該内航海運業の登録を取り消すことができる。

第十八條 国土交通大臣は、内航海運業者から第十六條の規定による届出があつたとき、又は前條第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該内航海運業者の登録を抹消しなければならない。

第十九條 内航海運業者は、他の内航海運業者の行う内航海運業を利用して物品の運送を行う場合にあつては、その利用する内航海運業を行う他の内航海運業者が第十條、第十一條第一項、第十四條若しくは第十六條若しくは第十二條の規定又は安全管理規程を遵守することにより輸送の安全性を確保することを阻害する行為をしてはならない。

第二十條 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三條第二項の届出をした者が第十一條第一項、第十四條若しくは第十六條、第十二條若しくは前條の規定又は安全管理規程を遵守していないことその他の事由によりその事業について輸送の安全性を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は第三條第二項の届出をした者に対し、期限を定めて運航計画の改善、輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全性を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十一條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第二十二條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第二十三條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第二十四條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第二十五條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第二十六條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第二十七條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第二十八條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第二十九條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第三十條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第三十一條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第三十二條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第三十三條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第三十四條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第三十五條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第三十六條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第三十七條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第三十八條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第三十九條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第四十條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第四十一條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第四十二條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第四十三條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第四十四條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第四十五條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第四十六條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第四十七條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第四十八條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第四十九條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第五十條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

第五十一條 国土交通大臣は、毎年度、前條第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全性に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

(内航海運業者による輸送の安全に関わる情報の公表)

第二十二條

内航海運送をする内航海運業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を公表しなければならない。

(自家用船舶)

第二十三條

内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上のもを内航海運送の用に供しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならぬ。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

前項の届出をした者は、当該届出に係る船舶を内航海運送の用に供しないこととなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録等の条件)

第二十四條

登録又は変更登録には、条件を付し、及びこれを変更することができない。

前項の条件は、登録又は変更登録に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該内航海運業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(報告及び検査)

第二十五條

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、内航海運業者若しくは第三條第二項の届出をした者に対してその事業に関し国土交通省令で定めるところにより報告をさせ、又はその職員に内航海運業者若しくは同項の届出をした者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立ち入る検査の実施に係る基本的な方針)

第二十六條

国土交通大臣は、前條第一項の規定による報告の徴収又は立ち入る検査のうち安全管理規程(第一一條第二項第一号(次条)において準

用する場合を含む。)に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

国土交通大臣は、前項の基本的な方針の策定をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

(準用)

第二十七條

この法律の規定は、もつばら湖、沼又は河川において営む内航海運業に相当する事業に準用する。

(海上運送法の適用除外)

第二十八條

内航海運業者及び第三條第二項の届出をした者は、海上運送法第二十条の第二項及び第二項の規定並びに同法第二十三條第一項及び第二項(これらの規定を同法第三十三條において準用する場合を含む。)の規定による届出をしなくてもよい。

(荷主の責務)

第二十九條

荷主は、内航海運送をする内航海運業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

(荷主への勧告)

第三十條

国土交通大臣は、内航海運送をする内航海運業者が第十二條第一項の規定に違反したことに伴い第二十条第一項の規定による命令をする場合又は内航海運送をする内航海運業者が第七條第一項第一号若しくは第三号に該当したことに伴い同項の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該内航海運送をする内航海運業者に対する命令又は処分のみによつては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

国土交通大臣は、第一項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

(職権の委任)

第三十一條

この法律の規定により国土交通大臣の職権に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)に行わせることができる。

(聴聞の特例)

第三十二條

地方運輸局長は、その権限に属する内航海運業の事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

地方運輸局長の権限に属する内航海運業の事業の停止の命令又は登録の取消しの処分に係る聴聞の主事者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

前項の聴聞の主事者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(罰則)

第三十三條

次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する内航海運業を営んだとき。

第十四條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、名義を他人に利用させたとき。

第十七條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

次(各号)のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七條第一項本文(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第四條第一項各号に掲げる事項を変更したとき。

第八條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないとき。

同項の内航海運送をする事業を行つたとき。

第八條第二項、第十一條第三項若しくは第七項又は第二十条第一項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

第十一條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十二條第五項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二十五條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)次号において同じ。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

次(各号)のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第三條第二項、第七條第三項若しくは第五項、第十三條第二項若しくは第十六條(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)又は第二十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第八條第四項(第二十七條において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。

第十五條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をしたとき。

第二十二條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第十一條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第十二條第五項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十五條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)次号において同じ。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

次(各号)のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第三條第二項、第七條第三項若しくは第五項、第十三條第二項若しくは第十六條(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)又は第二十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第八條第四項(第二十七條において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。

第十五條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をしたとき。

第二十二條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第十一條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第十二條第五項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十五條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)次号において同じ。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

次(各号)のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第三條第二項、第七條第三項若しくは第五項、第十三條第二項若しくは第十六條(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)又は第二十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第八條第四項(第二十七條において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。

第十五條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をしたとき。

第十一條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないとき、又は届出をした安全管理規程(第十一條第二項第二号及び第三号(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)によらないで、事業を行つたとき。

第十一條第四項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、安全管理者又は運輸管理者を選任しなかつたとき。

第十一條第五項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二十五條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)次号において同じ。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

次(各号)のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第三條第二項、第七條第三項若しくは第五項、第十三條第二項若しくは第十六條(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)又は第二十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第八條第四項(第二十七條において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。

第十五條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をしたとき。

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月二十八日法律第二五五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和三十一年七月二十五日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三十一年五月一〇日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則 (昭和三十一年七月二日法律第一四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四〇年六月一日法律第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則 (昭和四一年六月一五日法律第八四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和四一年一月二六日法律第一一五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年四月一日から施行する。)

附則 (昭和四十二年四月一日から施行する。)

附則 (昭和四十二年四月一日から施行する。)

4 前項の規定により新法第三条第一項(新法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による内航運送取扱業の許可を申請した者が、その許可を受けたときは、その際現に供託している営業保証金は、その許可を受けた内航運送取扱業について、新法第九條第一項(新法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により供託したものとみなす。

5 登録内航海運業者(この法律の施行の際現に旧法第三条第一項(旧法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による内航運送取扱業の登録を受けているものに限る。)は、昭和四十四年十月一日以後においても、旧法第二十四條(旧法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定の例により、営業保証金を取りもどすことができる。

6 登録内航海運業者について、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する間に相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、登録内航海運業者の地位を承継する。

7 この法律の施行前(登録内航海運業者については、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する期間の経過前)にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十六年六月一日法律第九六号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この法律の施行の際現に第二十条の規定による改正前の内航海運業法第三条第一項の許可を受けて総トン数二十トン以上百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航運送業又は内航船舶賃渡業を営んでいる者は、当該事業について第二十条の規定による改正後の内航海運業法第三条第二項の届出をした者とみなす。

附則 (昭和五五年一月一九日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

第二十条 この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「処分等」という。)は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関のした処分等とみなす。

第二十一条 この法律の施行前にこの法律による改正に係る国の機関に対してした申請、届出そ

他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関に対してした申請等とみなす。

附則 (昭和五八年二月二日法律第七八号)

(施行期日)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づき政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めるところとすることができる。

附則 (昭和五九年五月八日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長(以下「支局長等」という。)又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「処分等」という。)は、政令(支局長等がした処分等にあつては、運輸省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局長若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長(以下「海運支局長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令(支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してした申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六一年一月四日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(内航海運業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 この法律の施行の際現に日本国有鉄道の経営する連絡船事業(運輸大臣が指定するものに限る。)の用に供する船舶であつて改革法第二十一条の規定により旅客会社が引き継ぎ、かつ、経営する連絡船事業に係るものについては、第二百二十三条の規定による改正後の内航海運業法第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成元年一月一九日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に附則第五条の規定による改正前の内航海運業法(以下「旧内航海運業法」という。)第三条第一項(旧内航海運業法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による内航運送取扱業の許可を受けている者は、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に第一種利用運送事業及び運送取扱事業についてそれぞれ第三条第一項の許可及び第二十三条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧内航海運業法第四条第一項第三号の事業計画(第四条第一項第三号に規定する事

項に相当する事項に係る部分に限る。)を第四
条第一項第三号の事業計画とみなして、この法
律の規定を適用する。

3 附則第七条第三項及び第四項の規定は、第一
項の規定により運送取扱事業の登録を受けたも
のとみなされる者に係る当該登録について準用
する。この場合において、これらの規定中「旧
通運事業法第五条第三項の事業計画」とあるの
は、「附則第五条の規定による改正前の内航海
運業法第四条第一項第三号の事業計画」と読み
替えるものとする。

4 第一項の規定により第一種利用運送事業の許
可及び運送取扱事業の登録を受けたものとみな
される者がこの法律の施行後第九条第一項の規
定により最初に届け出なければならぬ運賃及
び料金並びに第二十八条第一項の規定により最
初に届け出なければならぬ料金については、
これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、
「この法律の施行の日から三月以内」とする。

5 前項に規定する者がこの法律の施行後第十一
条第一項の規定により最初に認可を受けなければ
ならない利用運送約款及び第二十九条第一項
の規定により最初に認可を受けなければならぬ
運送取扱約款については、これらの規定中
「運輸大臣」とあるのは、「この法律の施行
の日から三月以内に、運輸大臣」とする。

第十五条 この法律の施行の際現に旧内航海運業
法第三条第一項(旧内航海運業法第二十七条に
おいて準用する場合を含む。)の規定による内
航運送取扱業の許可を受けている者(以下「内
航運送取扱業者」という。)は、施行日に附則
第三条の規定による改正後の海上運送法第二
条第八項の海運仲立業について同法第三十三
条(同法第四十四条において準用する場合を含む
。)において準用する同法第二十条第一項の届
出をしたものとみなす。

第十六条 この法律の施行の際現に旧内航海運業
法第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第
一項(これらの規定を旧内航海運業法第二十七
条において準用する場合を含む。)の規定によ
り営業保証金を供託している者は、当該供託に
係る営業保証金を取り戻すことができる。

2 前項の営業保証金の取戻しは、この法律の施
行前に当該営業保証金につき旧内航海運業法第
十三条第一項(旧内航海運業法第二十七条にお
いて準用する場合を含む。)の権利を有してい
た者に対し、六月を下らない一定期間内に申し

出るべき旨を公告し、その期間中にその申出が
なかった場合でなければ、これを行うことができ
ない。ただし、施行日から十年を経過したと
きは、この限りでない。

3 前項の公告その他営業保証金の取戻しに関し
必要な手続は、法務省令・国土交通省令で定め
る。

4 前三項の規定にかかわらず、この法律の施行
前に旧内航海運業法第二十四条第一項(旧内航
海運業法第二十七条において準用する場合を含
む。)に規定する営業保証金を取り戻すこと
を得べき事由が発生している者の当該営業保証金
の取戻しについては、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に内航運送に關し内航運送
取扱業者と取引をした者が有する当該取引によ
り生じた債権については、旧内航海運業法第十
三条及び第二十七条の規定は、この法律の施行
後も、なおその効力を有する。この場合におい
て、第十三条第二項中「省令」とあるのは、
「法務省令・国土交通省令」とする。

第二十二條 附則第七条第一項、第八条第一項、
第十一条第二項、第十二条第一項、第十三条第
一項、第十四条第一項、第十七条第一項、第十
八条第一項又は第二十一条第二項の規定により
第三条第一項の許可又は第二十三条の登録を受
けたものとみなされる者についての第二十一条
第二号及び第三十二条第一項第三号の規定の適
用については、これらの規定中「該当するに至
ったとき」とあるのは、「該当していたことが
判明したとき又はいずれかに該当するに至った
とき」とする。

第二十五條 旧海上運送法、旧通運事業法、旧道
路運送法、旧内航海運業法若しくは旧航空法
(附則第二十八条において「旧海上運送法等」と
いう。)又はこれらに基づく命令によりした

処分、手続その他の行為で、この法律中相当す
る規定があるものは、附則第七条から第十五条
まで、附則第十七条から第二十一条まで及び前
条に規定するものを除き、運輸省令で定めると
ころにより、この法律によりしたものとみな
す。

第二十八條 この法律の施行の際現に貨物運送取
扱事業に該当する事業(旧海上運送法等)に基
き免許、許可若しくは登録を受けること又は届
出をすることを要する事業並びに附則第十条及
び前二条の規定が適用される事業を除く。)を
経営している者は、施行日から六月間は、第三
条第一項若しくは第三十五条第一項の許可又は
第二十三条若しくは第四十一条第一項の登録を
受けないで、当該事業を営むことができる。こ
れらの規定による許可又は登録の申請をした場
合において、その許可をする旨若しくはその許
可をしない旨又はその登録をする旨若しくはそ
の登録を拒否する旨の通知を受ける日までの間
についても、同様とする。

第二十九條 この法律の施行の際現に第五十二
条第一項に規定する貨物運送取扱事業を営む者
が組織している団体に該当する団体について
の同項の規定の適用については、同項中「その
成立の日」とあるのは、「この法律の施行の日」
とする。

第三十條 この法律の施行前にした行為及び附則
第三十一条第一項又は第二十一条第一項若しくは
第二十七条の規定により従前の例によることと
される海上運送取扱業又は航空運送取扱業に係
るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

第三十一條 附則第七条から前条までに定めるも
ののほか、この法律の施行に關して必要な経過
措置は、政令で定める。

附則(平成五年二月二日法律第八
九号) 抄
第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律
第八十八号)の施行の日から施行する。
(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会
その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三
条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続
その他の意見陳述のための手続に相当する手続
を執るべきことの諮問その他の求めがされた場

合においては、当該諮問その他の求めに係る不
利益処分の手続に關しては、この法律による改
正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前
の例による。
(罰則に關する経過措置)
第十三條 この法律の施行前にした行為に對する
罰則の適用については、なお従前の例による。
(聴聞に關する規定の整理に伴う経過措置)
第十四條 この法律の施行前に法律の規定により
行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処
分に係るものを除く。)又はこれらのための手
続は、この法律による改正後の関係法律の相当
規定により行われたものとみなす。
(政令への委任)
第十五條 附則第二条から前条までに定めるも
ののほか、この法律の施行に關して必要な経過
措置は、政令で定める。

附則(平成六年一月一日法律第九
七号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)
第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規
定については、当該各規定)の施行前にした行
為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、
第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条
及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例
によることとされる場合における第一条、第四
条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、
第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした
行為に對する罰則の適用については、なお従前
の例による。
(政令への委任)
第二十一條 附則第二条から前条までに定めるも
ののほか、この法律の施行に關して必要となる
経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、
政令で定める。

附則(平成十二年六月一日法律第七
一号) 抄
第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施
行する。
(施行期日)
第十五條 この法律の一部改正に伴う経過措置
第十五條 この法律の施行の際現に旧法第二十
一条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可
を受けている者であつて、当該事業が総トン数
百トン以上又は長さ三メートル以上の船舶に

よるものであるもの又は総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるものであるものは、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしたものとみなす。この場合において、当該事業に係る旧法第二十一条第二項において準用する旧法第三条第二項の事業計画は、省令で定めるところにより、内航海運業法第四条第一項第三号の事業計画又は同法第三条第二項の規定により届け出た事項とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十一条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可の申請であつて、当該事業が総トン数百トン以上若しくは長さ三十メートル以上の船舶によるものであるもの又は総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるものであるものは、省令で定めるところにより、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可の申請又は同条第二項の規定により届け出た事項とみなす。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第二十三条の二第一項において準用する旧法第十一条第一項の事業計画の変更の認可の申請は、省令で定めるところにより、内航海運業法第八条第一項の事業計画の変更の認可の申請、同条第三項の規定によりした事業計画の変更の届出又は同条第四項の規定によりした届出とみなす。

附則（平成二十一年二月二日法律第一六〇号）抄
 （施行期日）
 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第十三百五条、第十三百六条、第十三百二十四条第二項、第十三百二十六条第二項及び第十三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成十四年五月三十一日法律第五四号）抄
 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

（施行期日）
 第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）
 第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局長の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局長の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年六月二日法律第七一号）抄
 （施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
 第九条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の内航海運業法（以下「旧内航海運業法」という。）第三条第一項の許可を受けている者は、施行日に、第三条の規定による改正後の内航海運業法（以下「新内航海運業法」という。）第三条第一項の登録を受けたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
 第十一条 国土交通大臣は、この法律の公布の日

（罰則に関する経過措置）
 第十三条 この法律の施行前にした行為並びに附則第四条及び第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
 第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一八年三月三十一日法律第一九号）抄
 （施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条の改正規定を除く。）、第十一条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

（運輸審議会への諮問に関する経過措置）
 第二条 国土交通大臣は、第一条、第二条及び第五条から第九条までの規定の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の鉄道事業法第五十六条の二（第二条の規定による改正後の軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の道路運送法第九十四条の二、第六条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第六十条の二、第七条の規定による改正後の海上運送法第二十五条の二、第八条の規定による改正後の内航海運業法第二十六条の二第一項及び第九条の規定による改正後の航空法（以下「新航空法」という。）第百三十四条の二に規定する基本的な方針の策定のために、運輸審議会に諮ることができる。

2 前項の基本的な方針の策定に係る事項については、運輸審議会は、第十條中国土交通省設置法第十五条第一項の改正規定の施行前においても処理することができる。

（罰則に関する経過措置）
 第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
 第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
 第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成三〇年五月二五日法律第二九号）抄
 （施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
 第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 附則第八条の規定 公布の日
 （内航海運業法の一部改正に伴う経過措置）
 第二条 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業（第三条の規定による改正後の内航海運業法（以下この条及び次条において「新内航海運業法」という。）第二条第二項第三号に規定

するものをいう。以下この条において同じ。）を営んでいる者（第三条の規定による改正前の内航海運業法（以下この条において「旧内航海運業法」という。）第三条第一項の登録を受けた者を除く。）は、この法律の施行の日（次条から附則第五条までにおいて「施行日」という。）から起算して一年間（当該期間内に新内航海運業法第六條第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新内航海運業法第十七條第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新内航海運業法第三條第一項の規定にかかわらず、当該船舶の管理をする事業を営むことができる。その者がその期間内に新内航海運業法第四條第一項の規定による登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により船舶の管理をする事業を営むことができる場合においては、その者を新内航海運業法第七條第一項に規定する内航海運業者とみなして、新内航海運業法第九條、第十四條、第十七條、第二十條及び第二十五條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新内航海運業法第十七條第一項中「当該内航海運業の登録を取り消す」とあるのは、「当該内航海運業の全部の廃止を命ずる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新内航海運業法第十七條第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を命じられた場合における新内航海運業法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録の取消の日とみなす。

4 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者（旧内航海運業法第三條第一項の登録を受けた者に限る。）の当該船舶の管理をする事業については、同項中「第四條第一項の規定の適用については、同項中「第四條第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは」とあるのは、「第四條第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更について海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を

改正する法律（令和三年法律第四十三号）の施行の日から一年以内」とする。
5 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者（旧内航海運業法第三條第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者を除く。）の当該船舶の管理をする事業については、同項中「事業開始の日から三十日以内」とあるのは、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）の施行の日から三月以内」とする。
6 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者（旧内航海運業法第三條第二項の届出をした者に限る。）の当該船舶の管理をする事業については、同項中「七條第五項の規定の適用については、同項中「を變更したときは、その日から三十日以内」とあるのは、「の変更について海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）の施行の日から三月以内」とする。

第三条 新内航海運業法第九條の規定は、施行日以後に締結される内航海運業に係る業務に関する契約について適用する。
第七條 この法律の施行前にした行為及び附則第四條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第八條 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第九條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれ法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日
附則（令和五年五月一二日法律第二四号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略
四 第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六條、第七條、第十三條、第十四條及び第十六條から第十八條までの規定、附則第十九條の規定（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第六條第二項の改正規定（第二十三條）を「第二十一條の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十條の規定（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十條第二項の改正規定（第二十三條）を「第二十一條の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十一條の規定、附則第二十二條の規定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十二條第二項の改正規定を除く。）、附則第二十三條の規定、附則第二十四條の規定（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七條の五第二項の改正規定（第十五條第一項）を「第十六條第一項」に改める部分に限る。）、同法第二十七條の十九の改正規定（第十五條）を「第十六條」に改める部分に限る。）、及び同法第三十五條第二項の改正規定（第十五條第一項）を「第十六條第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十五條の規定（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十三條第二項の改正規定（第二十三條）を「第二十一條の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十六條の規定（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十九條の三の改正規定（第八條第一項）を「第六條」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十七條及び第二十八條の規定、附則第二十九條の規定（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八

号）第八條第二項の改正規定（第二十三條）を「第二十一條の五」に改める部分に限る。）を除く。）、並びに附則第三十條及び第三十一條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
附則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七條、第十九條及び第二十條の規定 公布の日
二 第四条、第十三條及び第二十條の規定、第二十一條中内航海運業法第六條第一項第二号の改正規定、第二十三條、第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十六條及び第三十九條の規定、第四十一條中貨物自動車運送事業法第五條第二号の改正規定、第四十三條、第四十四條及び第四十九條の規定、第五十五條中民間事業者による信書の送達に関する法律第八條第二号の改正規定並びに第五十六條、第五十八條、第六十條、第六十二條及び第六十三條の規定並びに次条並びに附則第十條、第十二條及び第十三條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
（罰則に関する経過措置）
第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）
第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。